

お申し込みの前にお読み下さい

## お申し込みのご案内(旅行条件書)

この書面は、パンフレット及びチラシの内容とあわせて旅行業法第 12 条の 4 に定める旅行取引説明書及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款(募集型企画旅行の部)によります。

この旅行はわたらせ渓谷鐵道株式会社(群馬県みどり市大間々町大間々 1603-1 群馬県知事登録 旅行業第 2-294 号。以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレット及びチラシの記載内容、本旅行条件書、確定書面(最終行程表)ならびに当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

### 1. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1) 当社は、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者を定めた場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。
- (2) 当社所定の申込書に記入し、申込金を添えてお申し込み下さい。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。また、当社は電話、郵便及びファクシミリによる旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では旅行契約は成立しておらず、当社が予約を承諾する旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内に所定の申込書と申込金を提出していただきます。
- (3) a. 旅行開始日に 75 歳以上の方、b. 身体に障害をお持ちの方、c. 健康を害している方、d. 妊娠中の方、e. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- (4) 未成年の方は親権者の同意が必要です。18 歳未満の方は同伴者の参加を条件とすることがあります。
- (5) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。

### 2. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、申込金として事前にお支払いいただき、残金はご出発の 21 日前までにお支払いください。お申込が間際の場合は、当社が指定する期日までに、お申込金をお支払いいただきます。

### 3. 旅行代金の適用

参加されるお客様のうち、満 12 才以上の方が大人、満 6 才以上 12 才未満の方(就学児)は子供の旅行代金が適用になります。ただし、乳幼児の方でも、座席・宿泊などをご希望される場合は、子供の旅行代金が適用となります。また、子供料金の明記がない場合は大人と同額となります。

### 4. 旅行代金に含まれるもの、含まれないもの

当パンフレット及びチラシに記載した旅行日程の交通費、宿泊費、食事代等及び消費税等諸税が含まれています。これらの費用は、お客様のご都合により一部利用されない場合でも払い戻しはいたしません。旅行日程に含まれない交通費、飲食費及び個人的性質の諸費用などは含まれていません。

### 5. 確定日程表

確定した列車の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の 7 日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

### 6. 旅行内容・旅行代金の変更

- (1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他当社の関与し得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。
- (2) お申込み頂いた人数の一部を取り消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増減となる場合がありますので、あらかじめご了承下さい。なお、詳しくは係員におたずね下さい。

### 7. 旅行契約の解除

- (1) お客様は、次の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準といたします。

### <取消料率表・日帰りの場合>

取消日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目(日帰り旅行にあっては 10 日目)から 8 日目までの取消	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目から前々日までの取消	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日(旅行開始前)	旅行代金の 50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

※お客様のご都合による出発日及びコースの変更をされる場合も、上記取消料の対象となります。

- (2) お客様は下記に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することができます。

- ① 契約内容の重要な変更がおこなわれたとき
- ② 前項に基づき旅行代金が増額改定されたとき
- ③ 天災地変、戦乱等の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または、そのおそれが極めて大きいとき
- ④ 当社がお客様に対して、別途定める日までに、確定書面を交付しなかったとき
- ⑤ 当社の責に帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき

### 8. 当社による旅行契約の解除及び催行中止

- (1) お客様が当社所定の期日までに申込金を支払われなるときは、当社は旅行契約を解除することがあります。この場合は、取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 次の各一に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
  - ① お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき
  - ② お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき
  - ③ お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき
  - ④ お客様が契約内容に関し合理的な範囲を越える負担を求めたとき
  - ⑤ お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目にあたる日より前(日帰り旅行は 3 日目にあたる日より前)に旅行中止の通知を致します。
  - ⑥ 天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他当社に関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または、そのおそれが極めて大きいとき

### 9. 添乗員等

- (1) 添乗員の同行の有無はパンフレット・ホームページに明示します。
- (2) 添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあっては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務およびその他当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。
- (3) お客様は旅行中、日程の円滑な実施と安全のため添乗員その他の係員の指示に従っていただきます。
- (4) 添乗員その他の係員の業務は、原則として 8 時～20 時までといたします。

### 10. お客様に対する当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。ただし、手荷物の損害については、14 日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お一人様 15 万円を限度として賠償いたします。(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)

(裏面へつづく)

(2)お客様が次のような当社の関与し得ない事由により被害を被られたときは、当社は責任を負いません。

- ① 天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等またはこれらによる日程の変更や旅行の中止
- ② 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等またはこれらによる日程の変更や旅行の中止
- ③ 自由行動中の事故
- ④ 食中毒
- ⑤ 盗難
- ⑥ 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらによる日程の変更や目的地滞在時間の短縮

## 11. 旅程保証

(1)当社は、下表に掲げる契約内容の重要な変更が生じ、かつ、お客様が当該旅行に参加していただく場合は、旅行代金と同表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様にお支払いいたします。ただし、1 旅行につき合計額 15%を上限とし、また補償金の額が 1,000 円未満のときはお支払いいたしません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1 件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1)「旅行開始前」とは、当該旅行において旅行開始前の前日までにお客様に通知した場合を言い、「旅行開始後」とは、旅行開始日以降にお客様に通知した場合を言います。

注2) 第4号又は第6号に掲げる変更が乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。

注3) 第7号に掲げる変更については、第1号から第6号までを変更せず、第7号によります。

(2)ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

- a. 次に掲げる事由による変更の場合(ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。)

ア 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変

イ 戦乱

ウ 暴動

エ 官公署の命令

オ 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止

カ 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供

キ 旅行参加者の生命または身体の安全保障のために必要な措置

- b. 契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(3)当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値ある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

## 12. 特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により1万円~5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

## 13. お客様の責任

(1)お客様の故意または過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

(2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他の旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。

(3)旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容と異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地において速やかに当社または旅行サービス提供機関にお申し出下さい。

## 14. 個人情報の取扱い

当社は、申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お申込みいただいた旅行における運送・宿泊機関等が提供するサービスの手配・受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか当社では、当社と提携する企業の商品やサービス・キャンペーンのご案内、旅行に対するご意見やご感想提供やアンケートのお願いなどのためにお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

## 15. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、交代に際して発生した実費についてはお客様負担にお支払いいただきます。

## 16. 事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。

(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

## 17. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレット及びチラシに明示した日となります。

## 18. 弁済業務保証金制度

当社は、社団法人全国旅行業協会の正会員になっています。当社と旅行契約を締結した旅行社は、その後の経過から当該契約に関し当社に対して債権を取得した場合で、当社から支払を受けられない場合は、弁済業務保証金制度により、原則として一定額に達するまで弁済を受けることができます。

## 19. その他

(1)ツアーの催行中止に拘らず、金融機関が收受する振込み手数料はお客様の負担となりますのでご了承下さい。

(2)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

(3)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(4)お客様のご都合による便変更・延泊などの行程変更は出来ません。

(5)この旅行条件書に定めのない事項は、当社募集型企画旅行契約約款によります。

(6)旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明に不明な点があれば、当社の旅行業務管理者にお尋ねください。

【ご不明な点はお問合わせ下さい】

旅行企画・実施:

 わたらせ渓谷鐵道株式会社

所在地: 〒376-0101 群馬県みどり市大間々町大間々1603-1

TEL:0277-73-2110 FAX:0277-73-3121

営業時間:8時30分~17時15分 定休日:土、日、祝日、年末年始

群馬県知事登録 旅行業 第2-294号

一般社団法人 全国旅行業協会正会員

国内旅行業務取扱主任者 高橋 良枝

(2014年8月1日)